

## 第24節 災害時要援護者対策計画

関係機関	子育て支援室・老人障害福祉課・社会福祉課・自治広報課・人権国際課・消防本部・社会福祉協議会
------	---

高齢化や国際化の進展を踏まえ、災害時要援護者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、在宅の災害時要援護者対策、災害時要援護者への啓発などの対策を積極的に推進する。

### 第1 災害時要援護者の救護体制の確保

#### 1 災害時要援護者の状況把握

市は、和泉市災害時重度障害者及び要援護高齢者等の安否確認情報の登録制度を活用し、災害時要援護者の状況（災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。

なお、把握するにあたっては、災害時要援護者のプライバシーに十分に配慮することとする。

資料編 和泉市災害時重度障害者等の安否確認情報の登録申込書

#### 2 緊急通報システム等の整備

市は、災害時等における高齢者及び重度身体障害者の安全確保を図るため、該当世帯に対し緊急通報システムを導入し設置しているが、今後もなお一層の整備・拡充の促進を図るものとする。

#### 3 視覚障害者への防災啓発

視力に障害のある市民のために、防災上必要な知識の普及に努める。

#### 4 聴覚障害者へのファックスによる緊急情報

市は、聴覚障害のある市民に対してファックスを設置しており、災害等の際にファックスを利用し緊急情報の提供に努めるものとする。

#### 5 地域福祉ボランティアの育成等

平素より高齢者や障害者等の多様化するニーズに対応できるよう、ホームヘルパー等を確保するとともに、高齢者や障害者等が、災害時に安心して避難所生活を過ごせるよう、ホームヘルパー等に代わって介助できる地域福祉ボランティアを育成する。

#### 6 NPOとの連携

日常的に要援護高齢者等へのサービスを行っている団体や自助グループとの連携を図る。

#### 7 救出・救護体制の整備

災害時においては、災害の同時多発等により、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、避難所（各小学校）に配置する安否確認班は災害時要援護者に対し、地域住民や自主防災組織等を中心とした住民相互の連携による地域全体のバックアップ体制を図り、救出・救護体制の確立を推進する必要がある。

このため、市は、より一層の防災知識の普及、啓発に努め、住民全体で災害に取り組む土壌の育成を推進するとともに、町会、自治会等を中心とした自主防災組織の育成に努めるものとする。

### 第2 社会福祉施設の安全対策

#### 1 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備え、平素より職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図

るとともに、防災応急計画を作成する。なお、整備を図るにあたっては、夜間、休日等の場合にも対応できるよう、災害時要援護者の安全確保を第一に整備を行うこととする。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。

市は、施設における防災組織体制の整備を促進するため、防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全確保を図る。

## 2 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、施設管理者間での相互応援協定の締結、自主防災組織、ボランティア組織等との連携等、施設入所者等の安全確保についての協力体制の整備を推進する。

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について協力する。

## 3 施設の整備

(1) 施設利用者等の安全確保を図るため、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行う。

なお、施設の新・改築にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー等の生活環境づくりを推進する。

(2) 消防法等により整備を必要とする消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）や非常用自家発電機など防災資機材の整備を図る。

(3) 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食及び飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

## 4 防災教育、防災訓練の実施

(1) 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 施設の構造や入所者の判断能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施する。また、市の行う防災訓練に参加する。

## 5 本市の入所社会福祉施設

本市の老人ホーム等の入所できる社会福祉施設は、次のとおりである。

(平成16年3月末現在)

施設名	所在地	定員
(養護老人ホーム) 信太山老人ホーム	伯太町三丁目13 23	116人
(特別養護老人ホーム) 光明荘	伏屋町三丁目8 1	120人
(特別養護老人ホーム) 唐国園	唐国町四丁目15 56	50人
(特別養護老人ホーム) ビオラ和泉	和気町三丁目5 19	80人
(特別養護老人ホーム) ひかりの園	下宮町141 1	50人
(特別養護老人ホーム) ビーブルハウス和泉	和気町二丁目13 35	30人
(特別養護老人ホーム) 和泉北信太	上町403 1	70人
(身体障害者授産施設) 大阪ワークセンター	伏屋町五丁目10 11	30人

(知的障害者更生施設) 太 平 学 園	伯太町三丁目13 68	80人
(知的障害者更生施設) 伯 太 学 園	伯太町三丁目13 57	50人
(児 童 養 護 施 設) 女 子 慈 教 寮	池上町433	40人
(児 童 養 護 施 設) 信 太 学 園	太町376	50人

### 第3 外国人に対する防災対策の充実

市は、日本語の理解が十分でない外国人のために、外国語による防災に関するマップやパンフレットを作成・配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

具体的対応

#### 1 外国語による総合相談所（避難所）の設置

災害時には、原則として地域の避難所への避難で対応するものとしているが、日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人が、日常生活に不安を抱かないように外国語による相談の実施や特別避難施設（福祉避難所）を設置する。

#### 2 外国語版防災マップの作成

英語等主要外国語による「防災マップ」「パンフレット」を作成し配布する。

#### 3 外国語による情報提供

日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人に対し、災害時に安心して生活できるよう和泉市国際交流協会と連携を図り、外国語により情報を提供する。

#### 4 NPO、NGOとの連携

日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人に対し、災害時に安心して生活できるよう和泉市国際交流協会、国際協力活動を行うNPO、NGOと連携して外国人への対応を図る。